梓神子と神事舞太夫

Azusa Miko and Sacred Dance Masters (Shinjimai-dayu)

HAYASHI Makoto

はじめに

●神事舞太夫と陰陽師との争論

②教団の形成

❸神子の類型について

[論文要旨]

神子の歴史社会的な存在形態を考えようとした場合、神田より子、西田かほるの存在形態が、地域的にも時代的にも多様で振幅をふくむものであり、一般化の危険を示唆している。

一般化の危険を示唆している。

一般化の危険を示唆している。

一般化の危険を示唆している。

本稿は、神事舞太夫と梓神子の教団形成をたどり、神子の分類を試みるものでた。近世以降の神子を研究する場合、再生産の仕組みや檀那場の所有に注目しつつた。近世以降の神子を研究する場合、再生産の仕組みや檀那場の所有に注目しつつた。近世以降の神子を研究する場合、再生産の仕組みや檀那場の所有に注目しつつた。近世以降の神子を研究する場合、再生産の仕組みや檀那場の所有に注目しつつた。近世以降の神子を研究する場合、再生産の仕組みや檀那場の所有に注目しつつた。近世以降の神子を研究する場合、再生産の仕組みや檀那場の所有に注目しつつた。近世以降の神子を研究する場合、再生産の仕組みや檀那場の所有に注目しつつた。近世以降の神子を研究する場合、再生産の仕組みや檀那場の所有に注目しつつた。近世以降の神子を研究する場合、再生産の仕組みや檀那場の所有に注目しつつた。近世以降の神子を研究する場合、再生産の仕組みや檀那場の所有に注目しつつた。近世以降の神子を研究する場合、再生産の仕組みや檀那場の所有に注目しつつた。近世以降の神子を研究する場合、再生産の仕組みや檀那場の所有に注目しつつた。近世以降の神子を研究する場合、再生産の仕組みや檀那場の所有に注目しつつた。近世以降の神子を研究する場合、再生産の仕組みや檀那場の所有に注目しつつた。近世以降の神子を研究する場合、神子の分類を試みるもので

はじめに

け、地域の特性を描くところに、西田の手堅さがうかがえる。 田かほるの仕事は、現時点での研究史の到達点をしめしたものである。田かほるの仕事は、現時点での研究史の到達点をしめしたものである。田かほるの仕事は、現時点での研究史の到達点をしめしたものである。田かほるの仕事は、現時点での研究史の到達点をしめしたものである。神子の歴史社会的な存在形態を考えようとした場合、神田より子、西神子の歴史社会的な存在形態を考えようとした場合、神田より子、西神子の歴史社会的な存在形態を考えようとした場合、神田より子、西神子の歴史社会的な存在形態を考えようとした場合、神田より子、西

る。西田は、つぎのように語っている。問いは、宗教者の家職編成について根源的な問いを投げかけたことにななどの家職編成が解明されてきたが、その成果に照らすならば、西田のという問いを発している。九○年代以降、修験、神職、陰陽師、虚無僧をいう問は、「神子」という論文で、神子の本所がなぜできなかったのか

「神子にとっても、本所の編成を受け、神子として社会から認めら「神子にとっても、本所の編成を受け、神子によっない。本所による宗教者の編成が進むなかで、本所を持たない神子は、い。本所による宗教者の編成が進むなかで、本所を持たない神子は、い。本所による宗教者の編成が進むなかで、本所を持たない神子は、みずからの宗教活動を幕府から保証されるために、みずからの夫やみずからの宗教活動を幕府から保証されるために、みずからの夫やなるのである」

(3)

儀礼を論述する中で、以下のように西田の見解について批判的に言及し会のあり方」から説明しようとする。ところで神田は、修験系の神子の西田自身は、その理由を「イエによって職が継承されるという近世社

ている。

「神子は修験道の組織の一員として組み込まれる事で身分を保障され、修験各派から神子補任状を受け、地域社会内での宗教活動の場なってゆく。当時の南部藩内では、神子は修験者と同様、各地域のなってゆく。当時の南部藩内では、神子は修験者と同様、各地域のは組頭を通して本所と結びついていた。だから神子は一来本所がなけから、修験ともイエの論理で結びしていたとする西田かほるの論はあたらない」

い。

なる地域と異なる社会の位相に生きていたと言わねばならな神田が指摘しているように、東北地方の神子は、男性の修験と対等に、神田が指摘しているように、東北地方の神子は、男性の修験と対等に、ある意味では独立した地位をもつ誇り高き人々であった。こうした東北地方に見られる自立型の神子と比べると、西田が関心を寄せる信濃国の芸調査してきた東北地方の修験系神子と、西田が関心を寄せる信濃国の芸調査してきた東北地方の修験系神子と、西田が関心を寄せる信濃国の芸調査してきた東北地方の修験系神子と、西田が関心を寄せる気がする。神田がここでの神田による西田説批判は、やや性急すぎる気がする。神田が

梓神子を編成して、組織をつくりだした。陰陽師を支配した土御門家は、るものである。浅草に住む田村八太夫は、関東に散在する神事舞太夫と本稿は、神事舞太夫と梓神子の教団形成をたどり、神子の分類を試み本稿は、神事舞太夫と梓神子の教団形成をたどり、神子の分類を試み

に近い存在はあった。

「近い存在はあった。。

「西田が指摘するように、神子専用の本所はなかったが、それに近い存在はあった。

「西田が指摘するように、神子専用の本所はなかったが、それをいえる。西田が指摘するように、神子専用の本所はなかったが、それをいえる。西田が指摘するように、神子専用の本所はなかったが、それをいえる。西田が指摘するように、神子専用の本所はなかったが、それの点がら見ると、ある意味で田村家では、神子専用の本所はなかったが、をいえる。西田が指摘するように、神子専用の本所はなかったが、とれいえる。西田が指摘するように、神子専用の本所はなかったが、とれいえる。西田が指摘するように、神子専用の本所はなかったが、それらいえる。西田が指摘するように、神子専用の本所はなかったが、それらいたる。西田が指摘するように、神子専用の本所はなかったが、それらいたのでは、神子専用の本所はなかったが、それらいたのでは、神子専用の本所はなかったが、それらいたのでは、神子専用の本所はなかったが、とれたいたが、他の系列の男性と婚姻関係を結ぶことは、事実上禁じていた。

●神事舞太夫と陰陽師との争論

上申した書上の一部である。 つぎに紹介するような争論が発生した。その折りに勘太夫が寺社奉行へ」真享元年(一六八四)に江戸役所陰陽師触頭と幸松勘太夫との間で、

時の争論で寺社奉行は、陰陽師、舞太夫の職札改めを実施した。幸松勘太夫によれば、関八州の芸能者は元来より勘太夫支配であり、幸松勘太夫によれば、関八州の芸能者は元来より勘太夫支配であり、幸松勘太夫によれば、関八州の芸能者は元来より勘太夫支配であり、幸松勘太夫によれば、関八州の芸能者は元来より勘太夫支配であり、幸松勘太夫によれば、関八州の芸能者は元来より勘太夫支配であり、幸松勘太夫によれば、関八州の芸能者は元来より勘太夫支配であり、幸松勘太夫によれば、関八州の芸能者は元来より勘太夫支配であり、幸松勘太夫によれば、関八州の芸能者は元来より勘太夫支配であり、幸松勘太夫によれば、関八州の芸能者は元来より勘太夫支配であり、幸松勘太夫によれば、関八州の芸能者は元来より勘太夫支配であり、幸松勘太夫によれば、関八州の芸能者は元来より勘太夫支配であり、本の争論で寺社奉行は、陰陽師、舞太夫の職札改めを実施した。

「陰陽士家業 元禄八乙亥八月十八日能登守宅改之

つぎに、陰陽師の家職書、舞太夫の家職書を引用する。

- 一、判はんじ諸事占方之事
- 神道行事一切之祈祷之事
- 四季之祓荒神祓並札守之事地祭家堅五穀之祭之事
- 暦年筮配候事
- 秘符ましない矢除守之事
- 、日曆十二神之札並神馬札之事

千寿万歳之事

子十月書付差上之、弥舞太夫家業ニ紛敷由仕間敷旨証文差上之右、従古来職候、其外於所々神事祭礼幣帛等神市之職ニ付、貞享元

右、土御門殿下

菊川右近 (7)

同 斎宮」(傍線、

林

舞太夫職 前同前

- 、大黒之像前々ゟ配来候事
- 獅々面を持在々ニ而釜の毒払申候事
- 、祭礼之宮ニて舞音曲勤来候事
- いつれも習合之神道相勤候事、月待日待之時幣帛を数珠錫杖を持祈祷を仕並御符守出シ来候、

梓女職

一、紙にて青すふと申置なからを切釜のむかひにはり釜を払ひ

一、絵馬申猿馬を引候絵正月配候事

珠数占死人の口寄を勤候事

敷段幸松勘太夫証文差上之」 職札之由自今ハ出候時節之年号月日記之、尤陰陽家ニ紛敷作業仕間 勤来候由、弥七ケ条之通ニ梓女自分ハ不及申支配下迄急度可相守之 動来候由、弥七ケ条之通ニ梓女自分ハ不及申支配下迄急度可相守之

れており、寺社奉行は双方の職札を再確認した。傍線部にあるように神貞享元年の裁許の時点で寺社奉行に提出したものと同じであったと記さらわしきことを行わないことを誓い、証文を提出した。双方の職札は、陰陽師、舞太夫の家職の改めが行われて、陰陽師、舞太夫とも二度と紛元禄八年(一六九五)八月十八日に寺社奉行戸田能登守忠真の所で、

るべきだと主張したものと思われる。いはずであり、もし神事祭礼に関わるならば、土御門家配下の神市にな下の梓女は口寄せを行ったとしても、神事祭礼に関与することはできなが、土御門家江戸役所の立場であった。土御門家江戸役所は、勘太夫配事祭礼幣帛などは神市の家職であり、神市は陰陽師配下であるというの

いと寺社奉行に願った。 元禄九年には寺社奉行が舞太夫の敗弟書・職書・三枚の絵形が承認された。宝永五年(一七〇八)に寺社奉行は再度舞太夫の職札を定めた。こた。宝永五年(一七〇八)に寺社奉行は再度舞太夫の職札を定めた。この時の書付では、田村八太夫は、梓神子と他家の神子が混雑して迷惑での時の書付では、田村八太夫は、梓神子と他家の神子が混雑して迷惑であるので、今後は配下の梓神子には職分を書いた書付を所持させ、判形に以前の職札を回収するように命じた。元禄十五年に夷願人との争論がによって改めを行い、混雑を避けようと思うので、その旨を認めて欲しによって改めを行い、混雑を避けようと思うので、その旨を認めて欲しに以前の職札を吟味し、後見役の田村八太夫の時の書社奉行に願った。

とになった。

田村八太夫が頭役となり、以降、幕末まで舞太夫は田村家が相続するこ果菊池久太夫は、寺社奉行によって罷免される。代わって宝永五年より果菊池久太夫は、寺社奉行によって罷免される。代わって宝永五年より

陰陽師優遇策を見直しはじめた。

これまでの経緯を見ると、主要な争論は、貞享元年、元禄八年、宝永四年と、少なくとも三回あったことが確認できる。そのうちの二回は、年十六年と陰陽師が、舞太夫を出訴した時には、寺社奉行は、陰陽師保十六年と陰陽師が、舞太夫を出訴した時には、寺社奉行は、陰陽師という処罰で終結しており、寺社奉行は、陰陽師と、少なくとも三回あったことが確認できる。そのうちの二回は、といいのでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、

るように願い出た。先述の通り、同年五月に寺社奉行は、田村八太夫に一元禄九年四月に舞太夫は、寺社奉行に神子勤方を上申し、それを認め一

動方を加えることの許可を下した。発給の年月から見て、史料十三が 幸松勘太夫時代の職札回収を命じた。同年十一月に寺社奉行は、梓神子

この時の梓神子勤方である可能性はある。

一、於 関東梓神子職

鏡ヲ不持者梓職仕候ハハ 分明ニ可相勤、若此判

可令停止者也

元禄拾年丁丑八月日

幸松跡目さん 印

手代 田村八太夫 印

同断 賀生和泉 印

同断 斎藤主殿 印

同断 坂井加兵衛 印

右者梓神子職法差免し候、役人連印名前為覚相印置者也_ (空) 同断 萩原右京 印

はなく、幸松さんである点である。幸松家の女性が、梓神子の統括者と ここで注目したいのは、この許状を発給しているのが、幸松勘太夫で

して名前を出している。

が決定的な相違点である。梓神子職書は、正徳元年に寺社奉行で吟味さ それは正式に田村家配下における梓神子支配を許可したことを意味して 公認されたためであろう。夷願人との争論の折りの寺社奉行裁許状では、 行が出訴を却下した。おそらくすでに梓神子職書が、寺社奉行によって いた。同十三年に陰陽師が、舞太夫を梓神子の件で出訴したが、寺社奉 元禄十一年(一六九八)五月九日に寺社奉行は梓神子職書を認めたが 「舞太夫」が「神事舞太夫」となり、「梓女」が「梓神子」となった点

> れ、さらに同三年正月十八日に寺社奉行によって田村家へ、以下のよう な梓神子法例として仰せ付けられた。

梓神子法例

改堅可停止事 諸祈祷可相勤之者也、若於国々紛敷梓神子於致徘徊者以此判形而相 勿論神差帰上之法式並荒神鎮座之祓及幣帛等以習合神道ニ而壇中之 諸国散在之梓神子如伝来、初勤諸神勧請、次家法之梓致執行、

右書附之趣厳密可相守之矣、若以新法他職而乱家法者有之者、

急度可為越度者也

正徳三癸巳暦正月十八日

舞太夫

田村八太夫

印

寺社

御奉行様」 (11)

て画期であったといって過言ではなかった。 なった。その点から言うと、正徳三年(一七一三)は、舞太夫教団にとっ らの許可を得て、舞太夫、梓神子は神事をも行うことができるように を通じて舞太夫は梓神子を組み込んだ教団形成に尽力した。寺社奉行か た。梓神子所属についての陰陽師による出訴はきびしく、それとの対決 陰陽師との争論をくり返しながら舞太夫教団は、組織の結合を強めてき 舞太夫の教団が、梓神子をふくむ教団として公認されたことを意味した。 舞太夫の家職に、この梓神子法例が追加されたことの意義は大きく、

動しようとしたが、家職書にその記述がなく、いたしかたなく無断で神 人々の通念をも形成した。舞太夫、夷願人も神職の衣裳を身について活 布衣などを着して神事を行うことが、標準形として普及し、神事を見る 吉田家の神職支配、土御門家の陰陽師支配が拡大するなかで、烏帽子

れる。 職の衣裳を着していたと思われる。それが、争論の火種になったと思わ

事を行う場合に舞太夫は、正式に布衣を着するようになった。寺社奉行は、田村八太夫に衣裳のことを指示していた。それによって神行による許可が必要となったと考えられる。享保十一年二月二十二日に配下に衣裳を許すことは無条件にはできなかった。そのためには寺社奉配下することをできるが、勘太夫、夷願人頭の西村太郎兵衛の場合には、許可することをできるが、勘太夫、夷願人頭の西村太郎兵衛の場合には、許可することをできるが、勘太夫、夷願人頭の西村太郎兵衛の場合には、許可することをできるが、勘太夫、夷願人頭の西村太郎兵衛の場合には、

❷教団の形成

がめた。他方で陰陽師に対しては、陰陽師が有利であって、梓神子によ 黙って神職の衣裳を着していたが、それが争論の火種になった。 かなめであったことに注意したい。吉田家の神職支配、 であった。正徳三年の寺社奉行裁許の前後に、神事舞太夫教団は組織の ついて活動しようとしたが、 流行し、 師支配が拡大するなかで、烏帽子、布衣などを着して神事を行うことが る神事祭礼の停止を求めてきた。どちらの場合でも、神事執行が争論の 夷願人に対しては、 神事舞太夫に責め立てられ、神事舞太夫は、 共通の通念になった。神事舞太夫、夷願人も神職の衣裳を身に 神事舞太夫側が強気で、夷願人の神事を執拗にと 家職書にその記述がなく、 陰陽師に出訴されたの 土御門家の陰陽 いたしかたなく 夷願人

体制をととのえたと思われるが、関連する事項を二点に整理しておこう。体制をととのえたと思われるが、関連する事項を二点に整理しておこう。体制をととのえたと思われるが、関連する事項を二点に整理しておこう。体制をととのえたと思われるが、関連する事項を二点に整理しておこう。

夷願人や陰陽師のところに嫁ぐことを禁止されていた。系列の宗教者と婚姻することを禁じていた。とくに神事舞太夫の娘が、第二に、田村八太夫は、神事舞太夫、梓神子が「平人」、および他の

成されたものである。史料にもとづき国別に表化したものである。をしめす表を掲げることにしよう。これは、寛政年間の史料によって作芸能者には多大なインパクトを与えていたと思われる。その規模の一端神事舞太夫教団は、信濃国、関八州にひろく配下を拡大し、宗教者、

❸神子の類型について

した神子になっていく過程がある。神子は、自らの檀那場をもって活動積みの生活を送り、神子の技術、知識を伝授されていき、その後に独立神田より子によると、東北地方の神子は、師匠の家で、幼い頃から下

勢力を伸張された可能性も考えられるであろう。しろ神子は、地域社会の要請に応えて、年中行事や芸能を引き受けて、排仏毀釈、修験道禁止令以降、修験が廃業を余儀なくされていく中、むを営み、男性の修験に依存することなく、自立した存在として振舞う。

の神子の活動の実態であったと想像される。 筆者が研究してきた土御門家の陰陽師支配では、神子もいるはずだが、 史料の上で明確に浮かび上がることはない。陰陽師動職には、神子が、 たわけではなかったと思われる。簡略した神事や配札が、土御門家 不明である。神子がいたとしても、陰陽師も同様であろうが、土御門家 不明である。神子がいたとしても、陰陽師も同様であろうが、土御門家 の神子の活動の実態であったと想像される。

田村八太夫が支配してきた関東の梓神子は、どのように位置づけをもってあろうか。まず注意を要するのは、田村支配の配下であっても、地つであろうか。まず注意を要するのは、田村支配の配下であっても、地つであろうか。まず注意を要するのは、田村支配の配下であっても、地つであろうか。まず注意を要するのは、田村支配の配下であっても、地つであろうか。まず注意を要するのは、田村支配の配下であっても、地つである。神子なのである。借りの親である家で育てられ、そこで職業訓練を分けて、一人前に成長していく。生活をともにして訓練と伝授があるを歩き回り、活動を行う。檀那からは、幼い女の子を貰い子して預かることも多く、神子に育したキャラバン部隊に属して、集団的な営業に参加する神子なのである。借りの親である家で育てられ、そこで職業訓練が運命づけられて、男性に管轄されていた点で異なっていた。地のであるが大き、江戸市中や域差が大きくあり、信濃国の「ののー」と呼ばれる神子と、江戸市中や域差が大きくあり、信濃国の「ののー」と呼ばれる神子と、江戸市中や域差が大きのように、地方の神子のような単独である家で育てられ、そこで職業訓練が運命づけられて、男性に管轄されていた点で異なっていた。

社奉行宛に提出した一札に、以下のように記されている。 文政二年(一八一九)四月十一日付けで、田村家役人の本庄内記が寺

候、 弊持、 組仕候節者、頭方より御訴訟申上候得者取戻し被仰付候先例ニ御座 而他職江縁付之義者厳敷相停止候掟ニ御座候、 り勤方往古よりに今至迄職道秘法ニ御座候、 ら十三才迄寒行仕、其上伝授いたし候ニ付、 之恨夫々告候義二御座候、 之託御座候而、 習合神道神差帰上法式、 此段少も相違無御座候」(傍線、(55) 神降之神歌同祓修行仕候得者、 其後病人之祟り障り生霊死霊障礙出候而、 神託、笹祓勤方之儀、 其上願主之任願、 林 其病人之氏神並家内之慈神等 縁組之義者一派之外決 尤梓神子之義者、 右除祈願仕候、 万一支配頭江差隠縁 初ニ清之咒文を唱、 何之祟何 右之通

いう病気治療の祈祷法を得ていることがわかる。

いう病気治療の祈祷法を得ていることがわかる。

は、もっぱら口寄せを業としていたが、ここにいたって笹祓とと告げて、それを除くための祈願を行うとある。祟り、恨みであると告と告げて、それを除くための祈願を行うとある。祟り、恨みであると告と告げて、それを除くための祈願を行うとある。祟り、恨みであると告される。祟り、恨みであると告される。とは、氏神、慈神であるのか、生霊、死霊の障礙が判明して、何の祟り、恨みであると告で神子は、もっぱら口寄せを業としていたが、ここにいたって笹祓とて梓神子が行う笹祓の法式では、初めに清めのための呪文を唱え、神を中神子が行う笹祓の法式では、初めに清めのための呪文を唱え、神をいう病気治療の祈祷法を得ていることがわかる。

夫についても、つぎのような規定がある。と梓神子が夫婦となる仕組みが、再生産されていくのである。神事舞太ならば、頭役が寺社奉行に上訴するともある。これによって神事舞太夫ならば、頭役が寺社奉行に上訴するともある。これによって神事舞太夫がわかる。このような見習い期間を経て、一人前になるのであるが、結がわかる。このような見習い期間を経て、一人前になるのであるが、結がわかる。

「男女成長之上家法行事致伝受、神事舞太夫職為相勤可申候、尤手

兼職等為職候者、医道ハ勿論表向ニ不相振ニ小細工者不差事」(空)跡・神学者不及申、儒学等至迄為心掛ケ相仕込可申候、万一助職

一札である。 一札である。その修験が住む亀戸町の町役人が、内済を申し込んだ折の 笹祓は、田村家配下の梓神子のみに許された特権であることを強く打ち いた。妻が、「ささはたき」という看板を出して営業を行っているが、 文政四年(一八二一)には、田村家は、本山派修験とその妻を訴えて

· 差上申一札之事

一、此度当町本山派修験三乗院儀ささはたきと申看板差出妻ミちニ

亀戸町家持 甚助

印

青

文政四巳年五月十五

金兵衛印

勘右衛門 印

田村様

御役所

御役人衆中_

のではなかろうか。つまりそれは、本山・本所・頭は、配下の家族構成 配下を除くと、三乗院、ミチのような夫婦は、むしろ常態ではなかった あれば、このような組み合わせ自体が絶対にありえない。 者には不都合なことではなく、 山派修験でありながらも、妻が吉田家の許状を受けていることは、当事 見よう見真似で「ささはたき」を行うようになったことになる。夫が本 式でも本山派の法式でもないとあるが、もしそうだとすると、ミチは、 の看板をはずすように訴えた。ここでは、「ささはたき」が吉田家の法 はたきは田村家配下の梓神子のみが行うことができる特権であり、 さはたき」という看板をかけて商売を行っていた。神事舞大夫は、 本山派修験の三乗院の妻のミチは、 当たり前のことであった。 吉田家より免許状を受けて、 しかし田村家 田村家配下で ささ

る までに干渉することはなかったからだと思われ

内容、 を一人前に育て上げる再生産の仕組み、 重大なポイントである。 このなかで、①の再生産の仕組みは、きわめて 神子の類型を行う場合に指標として、 ③檀那場の保有を挙げることができる ②活動 ① 神子

知識や作法の伝授を提供することは少なく、 似ている。本所である土御門家は、配下に対して 研究をしてきた土御門家配下の事例も、ミチに れて、寺社奉行へ訴えられたのである。筆者が 梓神子の活動の様子を見ながら、始めたのでは のではなかったようである。むしろ近在にいた さはたき」は本山派、 修練のプログラム、知識の伝授を行っていたか なかろうか。それだから、田村家配下に発見さ どうかが、ポイントになる。ミチの場合には、「さ 本山・本所・頭が、神子の再生産に向けて、 吉田家から伝授されたも 免

の場合陰陽師は、自らのつてを使って親や地域の同職者から	て、営業権を保証することの方が多	
-----------------------------	------------------	--

知識や作法を受け継いだものと思われる。東北の神子や田村家配下の梓

許状を与え

かった。その

	東北の神子	田村家の梓神子	ミチ
再生産の仕組み	師匠家で修練、伝 授	取子となり、見習い で修練、伝授	自ら修得
活動	年中行事、芸能 おしら遊び	笹祓、口寄せ	ささはたき
檀那場	自ら所有	神事舞太夫と共有	不特定の顧客

を考慮すべきことを確認して擱筆する。 とはできない。神子を考察する場合に、地域性の違いと再生産の仕組み で集団で営業を行っていた。そこに大きな違いがあったことを見逃すこ

註

- 『神子と修験の宗教民俗学的研究』(岩田書院、二〇〇一年)
- 西田かほる「神子」(『民間に生きる宗教者』吉川弘文館、二〇〇〇年)
- 2 $\widehat{1}$ 3 同上 神田より子「近世期修験道に見る巫女の宗教儀礼」(『宗教と儀礼』ハンシン大 神田より子
- 5 諸宗教者の世界の変貌」(吉川弘文館、二〇〇六年)。本稿は、これらの論文と内 陰陽道の研究』(吉川弘文館、二○○五年)、Ⅱ部一章、同「諸社禰宜神主法度と 学、二〇〇五年) 容的に重複する箇所があることをお断りしておく 林淳「神事舞太夫の家職争論」(『人間文化』十八号、二〇〇三年)、同『近世
- $\widehat{6}$ 「神事舞太夫共由緒写」(国学院大学黒川文庫)
- <u>7</u> 「諸宗便覧」(東京大学史料編纂所所蔵
- 8 同上
- 9 石山家文書(所沢市教育委員会所蔵)L
- $\widehat{10}$ $\widehat{11}$ 同 上 同 上
- $\widehat{12}$ **「近世信濃国における神事舞太夫・梓神子組織の展開」(日本民俗学会大会での発** 表資料、二〇〇四年) 長岡克衛「『ののー』巫女の研究」(『信濃』10巻12号、一九五八年)、中野洋平
- 註(5)に挙げた書物
- 註(12)の長岡論文
- 石山家文書L 3―3― 4 3 8
- $\widehat{16}$ $\widehat{15}$ $\widehat{14}$ $\widehat{13}$
- 石山家文書上 1-12-425

[付記] 本稿の着想は、神子研究会での発表、議論から多くを得ている。参加してい きましたことを御礼申し上げたい。 る。また石山家文書の閲覧に際しては、所沢市教育委員会の方々にご配慮いただ る方々、とりわけ神田より子氏と西田かほる氏には、深謝申し上げるしだいであ

(二〇〇七年九月十四日受理、二〇〇八年二月二十八日審査終了) (愛知学院大学文学部、 国立歴史民俗博物館共同研究員

たのに対して、梓神子は、男性のもとで統率されて、キャラバンを組ん

とも禁止したのである。しかし東北の神子が、自らの檀那場を持ってい で育てた梓神子が、他職の宗教者と結婚することも、奉公勤めを行うこ 技法を身につけていたはずである。それゆえに田村家は、自分のところ 訓練された。こちらの方が、よりプロフェショナルであり、より高度な 神子は、師匠の家に住み込み、作法を叩き込まれて、一人前になるため

表 「舞太夫分布」

Ⅲ 上野国	
村・町名	軒数
木崎宿	3
入金井村	1
新田入泉村	3
大原村	2
朝見台村	5
如来堂村	4
赤堀村	2
高崎新田	3
南町	2
箕輪村	1
高崎新町	2
玉村	1
前橋領縄手村	1
郷原村	2
富岡村	4
一ノ宮村	1
吉井宿	3
小野村	1
神田村	5
東平井村	1
藤岡宿	1
净法寺村	4
長沼村	2
	≯ 54

IV 下総国	
村・町名	軒数
船橋宿	1
米木村	2
戸上村	2
龍服寺	3
山田村	2
佐倉元町	1
元佐倉村	1
臼井村	1
月見里村	2
岩留村	1
栗山村	1
成田村	1
福田原村	1
麻生村	2
松子村	1
森戸村	1
伊佐部村	1
佐原村	1
小見川村	2
笹川村	4
府馬村	3

215 M/ 1 T	
平形村	3
浦和宿	1
南部蓮沼村	1
下上尾村	4
元嶋谷木村	1
笠原村	1
種足村	1
吉見今泉村	3
上野村	4
目沼村	2
上新沢村	1
若宮村	1
半沢村	9
八幡山村	1
深谷宿	1
本庄宿	1
三ケ尾村	6
鉢形村	5
奈良梨村	1
妙覚村	1
小用村	1
太豆戸村	1
<u> </u>	3
-, ,	1
安戸村 秩父井上村	7
高坂村	4
坂戸村	1
松山村	1
川越上郷村	3
田波目村	1
身尾野谷村	1
的場村	6
浦和宿	1
与野宿	1
川越蓮慶寺門前	1
藤沢村	3
金子村	2
膳蔵新田	1
北入曽村	1
長谷部新田	1
女影村	2
笠幡村	1
上清戸村	3
川口村	1
諏訪宿村	4
五ケ市宿	3
二之宮村	1
日野宿	1
	✓ 147

I 御府内	
村・町名	軒数
神田松永町	1
豊嶋町	1
芝浜松町	1
芝浜松町二丁目	1
金杉二丁目	4
芝三田四丁目	1
北八町堀五町目	1
青山久保町	3
四ツ谷伝馬町三丁目	1
四ツ谷七軒町	1
下谷阪本町一丁目	1
本所亀井戸町	5
	≯ 21

村・町名 軒数 品川領二日・五日市村 1 太尾村 2 加瀬村 1 鬼が村 1 沼辺村 1 九地村 1 瀬村 1 大地村 1 山村 1 大湖村 1 山村 1 村倉川衛 1 大山田村 1 大田村 1 大田村 <th>Ⅱ 武蔵国</th> <th></th>	Ⅱ 武蔵国	
太尾村 2 加瀬村 1 丸子村 1 沼辺村 1 久地村 1 河和村 1 関村 1 仙泊村 1 村倉川衛 1 大川市 1 大田市 1 <td>村・町名</td> <td>軒数</td>	村・町名	軒数
加瀬村 1 丸子村 1 沼辺村 1 久地村 1 河和村 1 講日村 1 関村 1 山泊村 1 山泊村 1 村流川宿 1 大江半野地村 1 彦成村 1 京城村 1 大田村 4 蓮田村 2 村田村 2 上日宿三小松川村 1 西平井村 1 小岩村 1 本村 1 本宿 1 本木村 1	品川領二日・五日市村	1
丸子村 1 沼辺村 1 久地村 1 河和村 1 講口村 1 関村 1 仙泊村 1 神奈領川藤村 1 武州平野地村 1 彦成村 1 赤井新領平形村 1 松田村 2 根金村 1 三ノ輪村 2 三ノ輪村 1 千住宿三丁目 1 葛西平井村 1 小岩村 1 鎌田村 1 萩宿 1 並木村 1	太尾村	2
沼辺村 1 久地村 1 河和村 1 講口村 1 関村 1 仙泊村 1 神奈川宿 1 伏江領藤村 1 武州半領平沼村 1 彦成村 1 赤山領長右衛門新田 1 新井新領 1 岩附田村 4 蓮田村 2 長大崎村 1 正人輪村 1 基内 1 本村 1 本村 1 本村 1 本村 1 本村 1 本村 1	加瀬村	1
久地村 1 河和村 1 溝口村 1 関村 1 仙泊村 1 神奈川宿 1 伏江領川藤村 1 武州半領平沼村 1 三輪野地村 1 赤山領長右衛門新田 1 新井新領平形村 1 松壁宿 1 岩附田村 4 連田村 2 根金村 1 正ノ輪村 1 本村 1 基西平井村 1 小岩村 1 鎌田村 1 萩宿 1 並木村 1	丸子村	1
河和村 1 溝口村 1 関村 1 仙泊村 1 神奈川宿 1 伏江領川藤村 1 武州半領平沼村 1 三輪野地村 1 赤山領長右衛門新田 1 新井新領平形村 1 基附領尾ケ崎村 1 太田村 2 根金村 1 三ノ輪村 1 千住宿三丁目 1 葛西東小松川村 1 西平井村 1 小岩村 1 鎌田村 1 並木村 1	沼辺村	1
溝口村 1 関村 1 仙泊村 1 神奈川宿 1 伏江領川藤村 1 武州半領平沼村 1 三輪野地村 1 彦成村 1 新井新領平形村 1 松田新井村 4 基田村 2 長大崎村 1 上塚村 2 三ノ輪村 1 千住宿三丁目 1 葛西東小松川村 1 西平井村 1 小岩村 1 鎌田村 1 萩宿 1	久地村	1
関村 1 仙泊村 1 神奈川宿 1 伏江領川藤村 1 武州半領平沼村 1 三輪野地村 1 彦成村 1 新山領長右衛門新田 1 新井新領平形村 1 太田村 2 根金村 1 戸塚村 2 三ノ輪村 1 千住宿三丁目 1 葛西東小松川村 1 西平井村 1 小岩村 1 鎌田村 1 萩宿 1 並木村 1	河和村	1
仙泊村 1 神奈川宿 1 伏江領川藤村 1 武州平領平沼村 1 三輪野地村 1 赤山領長右衛門新田 1 新井新領平形村 1 粘壁宿 1 岩附銀尾ケ崎村 1 太田村 2 根金村 1 戸塚村 2 三ノ輪村 1 千住宿三丁目 1 葛西東小松川村 1 西平井村 1 小岩村 1 鎌田村 1 萩宿 1 並木村 1	溝口村	1
神奈川宿 1 伏江領川藤村 1 武州半領平沼村 1 三輪野地村 1 彦成村 1 赤山領長右衛門新田 1 新井新領平形村 1 柏壁宿 1 岩附領尾ケ崎村 1 太田村 2 根金村 1 戸塚村 2 三ノ輪村 1 千住宿三丁目 1 葛西東小松川村 1 四平井村 1 小岩村 1 鎌田村 1 萩宿 1 並木村 1	関村	1
伏江領川藤村 1 武州半領平沼村 1 三輪野地村 1 赤山領長右衛門新田 1 新井新領平形村 1 粕壁宿 1 岩附領尾ケ崎村 1 太田村 2 根金村 1 戸塚村 2 三ノ輪村 1 千住宿三丁目 1 葛西東小松川村 1 西平井村 1 小岩村 1 鎌田村 1 萩宿 1 並木村 1	仙泊村	1
武州半領平沼村 1 三輪野地村 1 彦成村 1 赤山領長右衛門新田 1 新井新領平形村 1 粕壁宿 1 岩附領尾ケ崎村 1 太田新井村 4 連出村 2 根金村 1 戸塚村 2 三ノ輪村 1 千住宿三丁目 1 葛西東小松川村 1 四平井村 1 小岩村 1 鎌田村 1 萩宿 1 並木村 1	神奈川宿	1
三輪野地村1彦成村1赤山領長右衛門新田1新井新領平形村1柏壁宿1岩附領尾ケ崎村1太田新井村4蓮田村2根金村1戸塚村2三ノ輪村1千住宿三丁目1葛西東小松川村1西平井村1小岩村1鎌田村1萩宿1並木村1	伏江領川藤村	1
彦成村 1 赤山領長右衛門新田 1 新井新領平形村 1 粕壁宿 1 岩附領尾ケ崎村 1 太田新井村 4 蓮田村 2 根金村 1 戸塚村 2 三ノ輪村 1 千住宿三丁目 1 葛西東小松川村 1 西平井村 1 小岩村 1 鎌田村 1 萩宿 1 並木村 1	武州半領平沼村	1
赤山領長右衛門新田1新井新領平形村1柏壁宿1岩附領尾ケ崎村1太田新井村4連田村2根金村1戸塚村2三ノ輪村1千住宿三丁目1葛西東小松川村1西平井村1小岩村1鎌田村1萩宿1並木村1	三輪野地村	1
新井新領平形村1粕壁宿1岩附領尾ケ崎村1太田新井村4蓮田村2根金村1戸塚村2三ノ輪村1千住宿三丁目1葛西東小松川村1西平井村1小岩村1鎌田村1萩宿1並木村1	彦成村	1
粕壁宿 1 岩附領尾ケ崎村 1 太田新井村 4 蓮田村 2 根金村 1 戸塚村 2 三ノ輪村 1 千住宿三丁目 1 葛西東小松川村 1 西平井村 1 小岩村 1 鎌田村 1 萩宿 1 並木村 1	赤山領長右衛門新田	1
岩附領尾ケ崎村 1 太田新井村 4 連田村 2 根金村 1 戸塚村 2 三ノ輪村 1 千住宿三丁目 1 葛西東小松川村 1 西平井村 1 小岩村 1 鎌田村 1 萩宿 1	新井新領平形村	1
太田新井村 4 蓮田村 2 根金村 1 戸塚村 2 三ノ輪村 1 千住宿三丁目 1 葛西東小松川村 1 西平井村 1 小岩村 1 鎌田村 1 萩宿 1 並木村 1	粕壁宿	
連田村 2 根金村 1 戸塚村 2 三ノ輪村 1 千住宿三丁目 1 葛西東小松川村 1 西平井村 1 小岩村 1 鎌田村 1 萩宿 1 並木村 1	岩附領尾ケ崎村	1
根金村 1 戸塚村 2 三ノ輪村 1 千住宿三丁目 1 葛西東小松川村 1 西平井村 1 小岩村 1 鎌田村 1 萩宿 1 並木村 1	太田新井村	4
戸塚村 2 三ノ輪村 1 千住宿三丁目 1 葛西東小松川村 1 西平井村 1 小岩村 1 鎌田村 1 萩宿 1 並木村 1	蓮田村	
三ノ輪村 1 千住宿三丁目 1 葛西東小松川村 1 西平井村 1 小岩村 1 鎌田村 1 萩宿 1 並木村 1	根金村	1
千住宿三丁目 1 葛西東小松川村 1 西平井村 1 小岩村 1 鎌田村 1 萩宿 1 並木村 1	戸塚村	2
葛西東小松川村 1 西平井村 1 小岩村 1 鎌田村 1 萩宿 1 並木村 1	三ノ輪村	1
西平井村1小岩村1鎌田村1萩宿1並木村1	千住宿三丁目	1
小岩村 1 鎌田村 1 萩宿 1 並木村 1	葛西東小松川村	1
鎌田村 1 萩宿 1 並木村 1	西平井村	1
萩宿 1 並木村 1	小岩村	1
並木村 1	鎌田村	1
	萩宿	1
八王子村 1	並木村	1
	八王子村	1

表 「舞太夫分布」つづき

VII 常陸国 村・町名	軒数
下長村	1
牛宿	1
竹原村	1
小鎌古宿	2
小塚村	1
夏瀬村	1
水戸御館下町	1
安店村	1
湊村	1
八女子村	1
香取村	1
佐原村	1
川原子村	1
成沢村	1
小木津村	1
石町	1
手縄村	1
高萩原村	1
足洗村	1
町屋村	2
東上渕村	1
大中村	1
薬屋村	1
西染村	1
天下野村	1
山形村	1
樋沢村	1
松野村	1
西金村	1
部垂村	1
古内宿	1
隠根村	1
小勝村	1
柿岡村	1
神部村	1
臼井村	1
真壁村	1
北條村	1
吉津村	1
下妻町	1
久下田樋口村	2
在下Ⅲ ##	

牛宿 1 人機村 1 人機利村 1 人地本村 1 大衛 1 大樓	3人 194人人人 川	ייכרנו
樋久1は場付2北郷村2本柿村1大郷木村1東京村1市御小村1大水堀市2市御川県村1市森場1市森場1市森場1市森場2大地村1市森場2大地村1大場村1日本1大地村 <t< td=""><td>牛宿</td><td>1</td></t<>	牛宿	1
久出村 2 北本村 1 本株村 2 柿木村村 1 京大村 1 市原村 1 中黒村 1 中黒村 1 市場村 1 市機村 2 木堀市 2 大地村 1 大田市 2 大田村 1 大田村 1 大田村 1 大田村 1 大田村 1 大田利村 1 大田村 1 <td>久保村</td> <td>1</td>	久保村	1
北極村 1 本本村 1 大村 1 東京村 1 市原村 1 中原村 1 小点原村 1 小原中村 2 木塊市 1 市内村 1 市機村 1 本費村 1 大個村 2 本費村 1 大個村 1 </td <td>樋津場村</td> <td>1</td>	樋津場村	1
本郷村 2 柿水台村 1 関野村 2 市ケ馬原村 1 市ケ原村 1 小原村 2 木里神宿 1 堀内村 1 市機村 2 本佐村 1 大保様村 1 大保様村 1 大條郡村 1 大條郡村 1 本佐村 1 中勝村 1 株保村 1 大崎村 1 本保村 1 大田郡森 2 天商村 1 大田郡郡 2 天面村 1	久留里村	2
市大台村 1 東大村 2 今馬村 1 市ケ原村 1 中上京原村 1 中黒村 1 小六東村 2 木里市 1 市場村 2 本佐内村 1 市場村 1 大保財 3 大保村 1 本ケ村 1 本ケ嶋村 1 市大村 1 大中村 1 株保村 1 大大村 1 大村村 1 大川田郡 2 大村村 1 大山村 1 大田郡 2 大田郡 2 大田郡 3	北能村	1
市大台村 1 奈月村 1 京月村 1 市ケ原村 1 小馬原村 1 小原中村 2 本東市 1 市場村 3 本費村 1 大田野村 1 大田野村 1 本子株村 1 本子株村 1 本子株村 1 本子株村 1 財材 1 株保村 1 株保村 1 株保村 1 佐坪村 1 大小天村 1 五十 1 大小天村 1 五十 1 大小天村 1 五十 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	本郷村	2
奈野村2今馬村1市ケ原村1仰川原村2六東村2木堀市1市森村1市森村2佐保間村1佐保間村1左保郡村1本更村1本更作村1中村村1姉村1姉村村1佐坪村1佐坪村1大小天村1百首村1	柿木台村	
今馬村 1 市ケ原村 1 仰黒村 1 小原村 2 木更村 2 木更神宿 1 市機村 2 本學村 1 佐保間村 2 大田野村 1 大田野村 1 中勝村 1 大中村 1 大中村 1 大田郡村 2 天村村 1 大田郡村 2 天前村 1 百首村 1	関沢村	1
市ケ原村 1 小原村 2 小原中嶋村 2 六半神 2 木東津宿 1 堀内村 1 ホ・東津宿 1 堀内村 1 赤横岸村 2 峯神村 1 久保財 1 久保財 3 子安村 1 大田野村 1 大中嶋村 1 大中嶋村 1 中勝村 1 中勝村 1 赤神村 1 赤神村 1 大中嶋村 1 大中嶋村 1 大中嶋村 1 大中嶋村 1 大中嶋村 1 大中・勝村 1 大中村 1 大田郡郡村 1 大田郡郡株生村 1 天百首村 1	奈野村	2
仰黒村 1 小原中嶋村 2 六半村 2 木更津宿 1 市場村 3 森村村 1 佐保塚村 3 子安郡村 1 本更作村 1 中崎村 1 中崎村 1 市崎村 3 株保村 1 大田郡村 2 天町村 1 下町村 1 下町村 1 下町郡 株生村 1 下面村 1 下面村 1	今馬村	1
小原中嶋村 2 六東津宿 1 北内村 1 市場村 3 森横岸村 2 峯佐村 1 人保村 2 二安村 1 木下大村 1 本方体村 1 中時村 1 財付 1 財付 1 株村 1 佐保村 1 大中村 1 大中村 1 大中村 1 大田郡村 2 天前村 1 百首村 1	市ケ原村	1
六半村 2 木更津宿 1 堀内村 1 市場村 2 峯神村 1 佐保神村 2 本費村 1 子安郡村 1 木更神村 1 本更作村 1 中時村 1 勝村 1 姉ヶ村 1 佐保村 1 佐保村 1 大田郡村 2 天町村 1 百首村 1	仰黒村	1
木更津宿 1 堀内村 1 市場村 3 森横岸村 2 峯本神村 1 佐保村 2 二字安村 1 森郡村 1 木更津村 1 中嶋村 1 勝村 1 姉子崎村 1 佐保村 1 大四郡村 2 天羽郡株生村 1 百首村 1	小原中嶋村	2
木更津宿 1 堀内村 1 市場村 2 峯神村 1 佐井村 1 久二時村 2 子安村 1 木更村 1 本更作村 1 中勝村 1 姉村 1 姉村 1 佐坪村 1 大四郡村 2 天町村 1 百首村 1	六半村	2
市場村 3 森横岸村 2 峯神村 1 佐貫村 1 久保村 2 二間塚村 3 子安村 1 篠郡村 1 木更津村 1 三ケ作村 1 中嶋村 1 勝村 1 株津村 1 大崎村 3 椎津村 1 大野村 1 大野 1 大野 1 大野 1 大野 1 大野 1 大野 1 大野 1 大野	木更津宿	
森横岸村2峯神村1佐貫村1久保村2二間塚村3子安村1篠郡村1木更津村1三ケ作村1中嶋村1勝村1が時村1株津村1大坪村1大田郡村2天羽郡森生村1百首村1	堀内村	1
峯神村1佐貫村1人保村2二間塚村3子安村1株更津村1三个作村1中嶋村1勝村1姉ケ崎村3椎津村1佐保村1大坪村1大坪村1大田郡村2天羽郡萩生村1百首村1	市場村	3
峯神村1佐貫村1人保村2二間塚村3子安村1株更津村1三个作村1中嶋村1勝村1姉ケ崎村3椎津村1佐保村1大坪村1大坪村1大田郡村2天羽郡萩生村1百首村1	森横岸村	2
久保村2二間塚村3子安村1篠郡村1木更津村1三ケ作村1中嶋村1勝村1姉ケ崎村3椎津村1佐保村1大田郡村2天羽郡萩生村1百首村1		1
久保村2二間塚村3子安村1篠郡村1木更津村1三ケ作村1中嶋村1勝村1姉ケ崎村3椎津村1佐保村1大田郡村2天羽郡萩生村1百首村1	佐貫村	1
二間塚村 3 子安村 1 篠郡村 1 木更津村 1 三ケ作村 1 中嶋村 1 勝村 1 姉ケ崎村 3 椎津村 1 大坪村 1 小田郡村 2 天羽郡森生村 1 百首村 1		2
子安村1篠郡村1木更津村1三ケ作村1中嶋村1勝村1がら崎村3椎津村1佐保村1大坪村1小田郡村2天羽郡萩生村1百首村1	二間塚村	
木更津村 1 三ケ作村 1 中嶋村 1 勝村 1 姉ケ崎村 3 椎津村 1 佐保村 1 大坪村 1 小田郡村 2 天羽郡萩生村 1 百首村 1		
三ケ作村 1 中嶋村 1 勝村 1 姉ケ崎村 3 椎津村 1 佐保村 1 大坪村 1 小田郡村 2 天羽郡萩生村 1 百首村 1	篠郡村	1
中嶋村 1 勝村 1 姉ケ崎村 3 椎津村 1 佐保村 1 大坪村 1 小田郡村 2 天羽郡萩生村 1 百首村 1	木更津村	1
勝村 1 姉ケ崎村 3 椎津村 1 佐保村 1 大坪村 1 小田郡村 2 天羽郡萩生村 1 百首村 1	三ケ作村	1
姉ケ崎村 3 椎津村 1 佐保村 1 大坪村 1 小田郡村 2 天羽郡萩生村 1 百首村 1	中嶋村	1
椎津村 1 佐保村 1 大坪村 1 小田郡村 2 天羽郡萩生村 1 百首村 1	勝村	1
椎津村 1 佐保村 1 大坪村 1 小田郡村 2 天羽郡萩生村 1 百首村 1	姉ケ崎村	3
大坪村 1 小田郡村 2 天羽郡萩生村 1 百首村 1	椎津村	
小田郡村 2 天羽郡萩生村 1 百首村 1	佐保村	1
天羽郡萩生村 1 百首村 1	大坪村	1
天羽郡萩生村 1 百首村 1	小田郡村	2
	天羽郡萩生村	
✓ 79	百首村	1
		メ 79

VI 安房国	_
村・町名	軒数
保田村	1
本郷村	1
佐久間村	2
岡本村	1
飯山村	1
安馬谷村	2
白子村	2
上小原村	1
	✓ 11

鏑木村	1
太田村	1
松崎村	1
八日市場村	1
米倉村	2
笹本村	1
寒川村	1
千葉村	1
向寒川村	1
生実村	1
大部村	1
山崎村	1
鹿野村	2
番所新田	1
馬後村	1_
孫子村	1111
流山村	1
下高井村	111
天神郷村	2
岩井村	2
高井村	1
宮和田村	1
河原代村	1
	≯ 61

V 上総国	
村・町名	軒数
横戸台村	1
大台村	1
横芝村	1
殿部田村	1
小柳村	3
来東村	2
福田原村	1
百首村	1
西野村	1
押尾村	2
福原村	1
幸田村	1
岩熊村	1
万騎村	1
布施村	1
引田村	1
大神村	1
中原村	1
金谷村	3
長南村	1
徳増村	1
佐瀬村	2
高畑村	1

久下田樋口村 久下田村 馬部村

吉野村

山田村

1

1

<u>1</u> ✓ 48

表 「舞太夫分布」つづき

宗源寺村	1
沼間村	1
豆子村	4
下宮田村	1
	≯ 90

X 信濃国	
村・町名	軒数
長久保宿	5
芦田原町	4
望月宿	6
松代東條村	2
牧野崎村	3
中野村	1
小泉村	2
祢津村	12
伊勢山村	3
小塚村	5
和子村	7
上田鎌原村	1
岩村田宿	1
坂木宿四ツ谷村	1
御所平村	1
比田井村	3
下中込村	2
	≯ 59

XI 甲斐国	
村・町名	軒数
山梨郡蔵田村	1
後屋敷村	4
	≯ 5

(注) 本表は「支配下人数書」(石山家 文書 L 1—19—674)を一覧表にした ものである。

表 「舞太天分布」 つつき	
竹松村	1
成田村	2
柏坂村	1
大磯村	1
平塚宿	2
曽谷村	2 2 1
土屋村	2
片園村	
藤沢宿	1
八幡新宿	2
塩海村	2
国府新宿	8
鎌倉長谷村	1
愛甲村	3
大畑ケ村	
白根村	2 2
七五三引村	2
伊勢原村	1
座間村	3
田代村	1
津久井古屋村	2
岡田村	1
田畑村	3
田村	1
一ノ宮村	1
円行村	2
四ツ谷葉取向	1
三浦葉山内	3
武井村	1
三浦沼村	1
大津村	4
鎌倉材木座村	1
名越村	1

Ⅷ 下野国	
村・町名	軒数
姥ケ谷村	1
茂手木村	1
千本村	1
鳥山村	1
大桶村	1
左良土宿	1
余瀬村	1
大田原村	1
小川村	1
三谷村	1
権木村	1
西方村	2
冨田村	5
佐野中宿	1
今井村	1
犬伏村	1
小友村	5
	≯ 26

IX 相模国	
村・町名	軒数
小田原新宿	3
古新宿	3
小田原	1
曽我原	1
鍋町	1
万町	1
寺町	1
酒匂村	2
延沢村	3
宮台村	3

Azusa Miko and Sacred Dance Masters (Shinjimai-dayu)

Hayashi Makoto

When considering sociohistorical forms of miko it is necessary to develop additional arguments drawing on the pioneering work of Yoriko Kanda and Kaoru Nishida. Nishida posed the fundamental question of why miko were not affiliated with a particular head of a religious sect in the Early Modern period. This question surprised researchers studying the occupations of religious practitioners in the Early Modern period, an area of study that has become popular since the 1990s. Nishida noted that "to have their religious activities guaranteed by the shogunate, miko, who were not affiliated with a particular head, had to become part of the organization of a religious sect to which their husband or father, in other words, a man, belonged." She also observed that "in Early Modern society occupations were inherited by households". In contrast, when discussing the rituals of miko with shugen (mountain asceticism) affiliations, Yoriko Kanda, who has conducted extensive fieldwork in the Tohoku region, criticized Nishida by saying, "since miko essentially are not affiliated to heads, Nishida's theory, which uses the argument of the household system to make conclusions about either shugen or miko, is not applicable." This question hints at the danger of generalization given that the social forms of others also called miko are diverse in both terms of geographical region and historical period.

This paper traces the formation of orders of sacred dance masters (shinjimai-dayu) and azusa miko in an attempt to classify miko. In the institution headed by Tamura, which led these practitioners, it was compulsory for followers to work as couples. Azusa miko were prohibited from marrying men with other affiliations. Both miko in Tohoku and azusa miko, who were followers of Tamura, lived in their master's house where they received thorough training so that they became proficient practitioners. In this sense, they were professionals who acquired advanced skills. In contrast, miko who were followers of Tsuchimikado or Yoshida paid a fee to the head where they were based so that they could continue with their activities. It would appear that the heads were not concerned with what these miko did. While the miko in Tohoku studied by Kanda had their own territories called "dannaba" and were also economically independent, azusa miko, who were followers of Tamura, were under the control of men (sacred dance masters) and formed caravans with men with whom they carried out their activities. The huge difference between these two types of miko is unmistakable. When investigating miko from the Early Modern period onwards, such studies need to take account of regional characteristics while paying attention to the system of reproduction and the possession of territories.